

24町い保第3651号
2025年1月23日

町田市国民健康保険運営協議会
会長 町野 眞里子 様

町田市長 石坂 丈一

諮 問 書
(町田市国民健康保険条例の一部改正について)

町田市国民健康保険条例を以下のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

1 国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置に関すること

令和7年度税制改正大綱が示され地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正が予定されているため、以下のとおり改正する。

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

ア 基礎課税額に係る課税限度額：66万円（現行：65万円）

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額：26万円（現行：24万円）

(2) 国民健康保険税の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定における、被保険者の数に乗すべき金額の引き上げ

ア 5割軽減の対象となる世帯：30万5千円（現行：29万5千円）

イ 2割軽減の対象となる世帯：56万円（現行：54万5千円）

2 国民健康保険税率の改定に関すること

「第6期町田市国民健康保険事業財政改革計画」に基づき、国民健康保険税率を下表のとおりに改正する。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
(現行)	6.61%	38,900 円	2.22%	12,900 円	2.00%	15,000 円
改正後	6.67%	39,300 円	2.25%	13,100 円	2.02%	15,100 円